

令和2年

7月農業委員会総会議事録

(7月14日 火曜日 開催)

■日時	2020年（令和2年）7月14日（火）14：30～15：00	反訳：株式会社
■場所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者	<p>[農業委員] 計（13名）</p> <p>（敬称略） 1 西辻 達佳 2 井阪 正明 3 山千代重榮 4 高橋 一隆</p> <p>（議席順） 6 小林 修 7 横田 武 8 久保 安治 9 福本 敏行 10</p> <p>11 辻畑 忠紹 12 辻井 正昭 13 辻林 孝幸 14 友田 博文</p> <p>[欠席委員] 計（1名）</p> <p>10 飯阪 保</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>中塚 好一 富永 利幸 西川 秀士 丸鳩 清乃</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第2号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第3号 和泉農業振興地域整備計画の変更について</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約受理通知について</p> <p>報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから令和2年7月の委員会総会を開催いたします。</p> <p>開会に当たりまして、井阪会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>初めに、事務局より、出席者数の報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>欠席の旨、連絡のありました委員は、10番、飯阪委員でございます。</p> <p>したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、井阪会長、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>本日の議事録署名人は、辻井、辻林両委員さんをお願いをいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>それでは、1ページをお開きください。</p> <p>7月委員会議事日程、議案第1号から第3号、報告第1号から第3号の順に御審議をいただきます。よろしくをお願いをいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。</p> <p>議案第1号、番号1、仏並町の物件について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局

事務局の西川でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は仏並町で、地目は田3筆、面積は合計1,375㎡、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、住宅、公共施設等が連たんしている区域の農地であり、3種農地と判断いたします。

転用目的は学校用地で、既存の市立中学校を活用し、施設一体型小中一貫校を新設するため、申請地を所有権移転により取得し、学校用地として転用するものです。

続きまして、地区担当の久保委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は現在、ネギを耕作している農地である。申請地を転用することにより、周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。譲受人、譲渡人の双方に電話で確認したところ、転用目的は申請内容どおり間違いのないことです。調査の結果、やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第1号、番号1については、許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画1件を別表のとおり定めるものとする。

議案第2号、番号1、坪井町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の丸嶋でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件は坪井町で、地目は畑1筆、面積は2,356㎡でございます。

貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の辻畑委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸手は貸すことに同意され、借手は申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんと報告を受

けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第2号、番号1については、このとおり決定することといたします。

議案第3号に入るまでに……。

事 務 局

入ってもらいましょうか。

会 長

第3号につきましては、農林課からの説明をいただくこととなります。

議案第3号 和泉農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年9月26日農令第45号）第3条の2の規定に基づき、和泉市長より、和泉農業振興地域整備計画の変更について諮問されましたので、農業委員会の意見を求める。

議案第3号 番号1、桑原町の物件について、説明をお願いいたします。

産 業 振
興 室 農
林 担 当

こんにちは。産業振興室農林担当の溝川でございます。

和泉農業振興地域整備計画の変更について御説明させていただきます。

失礼ですけれども、着座にて進めさせていただきます。

農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき市が定めるもので、農用地区域や農業生産基盤の整備・開発・保全に関する事項、農用地区域等を定めるものでございます。

ホッチキス留めの別添の資料を御確認ください。様式第5号、別紙1と書かれたものでございます。

資料の1ページ目の農用地利用計画変更案の概要に記載のとおり、桑原町381番地の一部及び同じく桑原町384番地の農用地区域につきまして、土地所有者である源哲郎氏より、子供夫婦が居住する住宅用地として農用地区域からの除外申請があったことから、和泉農業振興地域整備計画の変更を上程させていただくものでございます。

農用地区域より除外を希望する農地は、先ほど申し上げましたとおり、桑原町381番地の一部、面積が427.34㎡及び桑原町384番地、面積が33㎡、合計面積が460.34㎡。現況地目は2筆とも畑でございます。位置につきましては、資料の2ページ目をめくっていただきまして、中央部の赤色の破線で囲った部分となっております。

農用地区域の除外に当たりましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、

1、必要性及び代替性、2、周辺農用地区域への影響、3、農用地の利用集積への影響、4、土地改良施設用地の機能への影響、5、当該地における土地改良事業の有無の5つの要件を全て満たす必要がございます。

本市におきまして検証を行った結果、1、必要性及び代替性についてでございますが、現在、申請者である源哲郎氏は、妻及び高齢の母と3人で除外申請地の近くに居住しております。高齢の母は日常生活において定期訪問や介助が必要な状況であり、今後は子供夫妻も桑原町付近に居住し、申請者と交代で母の定期訪問や介護をする予定ですが、近隣は農用地区域または既存住宅等に既に土地利用されている状況であり、子供夫婦の家を建設できる場所は、当該農用地のみとなっております。

2番の周辺農地への影響につきましては、資料3ページ目、農用地配置図のとおり、申請地は農用地の端っこに位置していることから、他の農地等への支障はないものと考えられます。

3番、農用地の利用集積への影響については、周辺認定農業者の農用地利用集積の意向がないことを確認しております。

4番目、土地改良施設用地の機能への影響につきましては、水路等農業用施設への影響がないことを排水計画により確認しております。

最後に、5番、当該地における土地改良事業の有無については、本件土地周辺において、現在、土地改良事業の予定はございません。

以上、5つの全ての要件を満たしており、本件農用地区域の除外はやむを得ないものと判断したものでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ただいま説明をいただいたところでございますが、これにつきまして御意見を賜りたいと思います。

はい、どうぞ。

1 4 番

よろしいか。

会 長

友田委員、どうぞ。

1 4 番

以前に、桑原町で農用地区域から除外したところがあるけれども、そこはこの地図ではどこになるんですか。

産 業 振

産業振興室の農林担当、溝川と申します。

興 室 農

林 担 当

昨年、除外した土地が1件ございまして、2ページ目の位置図を御確認いただきまして、右下のほうに一条院交差点という文言があるかと思えますけれども、ここの交差点の南西側の角の土地となっております。

以上でございます。

会 長

それと、ちょっとこの地図で桑原町の南西側の一部と書いてあるけれども、南西と違って、桑原町から見ると、これは東北東ぐらいに、東側に。さっきそない書いてある。それぞれ一条院のほうにあるんやけど、桑原から見たら。

480号と書いてあるところを仮に十字にしたとしたら、下の方を見てん違うん。どこから見てんや知らんけれども。どこを中心に南西と見たんか知らんけれども。

1 番	右側で言うと、上北やの、これ。
産業振 興室農 林担当	そうですね。上のほうが北になっておりまして、土地の南西部の一部というふうな、その土地の南西の一部というふうな。
会 長	地図と違うんけ。
産業振 興室農 林担当	地図ではなくて、はい。
5 番	だから、この地番ありますやん、381番。その南西部の一部ということやね、土地の。
会 長	そうですか。 何や分かれへん。桑原町の南西やったら、そんなんいかへんなと思って。
5 番	田んぼの南西や。
会 長	はい、理解できました。
1 4 番	そしたら、次に、私はこの農用地をこないして住宅にするのは大賛成なんですよ。大賛成やけれども、この今の土地からすると、農用地の、言うたら端っこのように真ん中のようでややこしいんやけれども、今まで何回も私言うてんやけれども、ところが、今までずっとあなたとところで反対されてできへんかってん。これはどこでもできるということやな。
産業振 興室農 林担当	はい、溝川でございます。 条件がそろえば、どこでもすることは可能というふうに認識しております。
1 4 番	今までは、農用地の真ん中やったからできへんとか、端っこはできるとかいうてやってきたんや。せやけど、それは関係なくなっただんやな。真ん中であつたかて、条件がそろったらできるということに、そういうふうに私らは理解したらいいんやな。
産業振 興室農 林担当	真ん中はやっぱりちょっと周辺の農用地の保全とか活用の観点から難しいと思うんですけれども、今回は真ん中ではなくて、市街化区域に隣接しているところとなっております。 また、最も大事なのが代替性といひまして、ほかに代替できる土地がないかという判断なんですけれども、今回、源さんの御所有の土地が、ここ以外に全部で5筆程度あったんですけれども、もう既に建物が建っている状況であつて、新たにお家を建てる土地がないということで、代替性がないものとして、こちらのほうを除外可というふうに判断させていただいたものでございます。
1 4 番	そういうのは別に聞きたくないんやけれども、ただ、農林課は、端っこやったらできると、真ん中やったらできへん。この感覚が分からへん。せやけども、この5つの条件に合ったら、やったらええと思う。せやけど真ん中やったらできへんで端っこやったらできる、この考えはやっぱりやめてほしいと思うねん。条件に合ったらええんやから、せやろう。その辺のところをちょっと理解してもらわないと、今までは

全部止められてきたやん、あんたところ、真ん中やったらあかんと言うて。真ん中でも5つの条件、きつい条件があるんやから、条件に合ったらそれでええんやと思うねん。

私らのところもたくさんあんねん、これ。でも、そういうところを持っているところはかなわんねや。そこを何とかしたいというのはいっぱいあるから、こういう状況にあったら、やっぱり今の状況でも農地にかて、なかなか開発もできへんし、百姓もなかなかやっていけんところたくさんあんねや。やはり遊休地もあるやろうし、せやけど、今のようなことで一つでも緩和したったら、これはもう十分やと思うんやで。そんなものぐだぐだ言うことないと思う。真ん中やからと言うて、これは端やさかい。ほんだら、端の要件を別につくるんかとなるやんか。じゃ、真ん中であろうがどこであろうが、条件整うたらやったらええと思うんですよ。そないやったってください。

和泉市で決めるやつやろ、これ。

はい。

産業振
興室農
林担当
14番
会長

以上です。

はい、御意見を承ったところでございます。

ほかにございませんか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。

それでは、ただいま御意見いただいた分については、農林課のほうで、また今度は会議が変わっていくと思いますが、条件をそないするのかどうかということについては、お返事をいただけるということでよろしゅうございますか。

産業振
興室農
林担当

こんにちは。農林課長の藤里でございます。

そうですね、農用地除外に関しましては、法律で除外できる5つの要件ございます。そちらのほうを精査させていただいて、適切であれば除外をさせていただく。農用地等に影響があって、どうしても真ん中でしたら、お隣の農地とか水路等に影響が出てきて、そこでちょっと御理解がいただけないという場合は別といたしまして、法律の要件ございますので、そこに照らし合わせて検証していきたいと考えますので、どうぞよろしく願いいたします。

会長
14番
12番
会長
12番

委員、今の意見でよろしゅうございますか。

結構です。

すみません。

はい、どうぞ。

今の課長あるいは溝川さん、担当者の説明の件やけれども、農業振興地域の中の農用地区域がある場合、普通、農家用住宅建てられるのは、大体農家の子弟とかであって、農家であるかどうか判断するのに、農家住宅を建てるのは1,000㎡、その兼

産業振興室農林担当	<p>用する面積を除外して1,000㎡、1反ですわ、保有していなければならないという、過去、建築確認か何とかあったと思う。これは農家住宅やなしに、一般住宅になっていますやろ。その辺はどうなんですか。私らちょっともう古い感覚で物言うてんやけれども、その辺はどうなんですか。</p>
	<p>農林課の藤里でございます。</p>
	<p>委員さんおっしゃるとおりでございますして、農用区域以外にも、例えば、その目的を成立させるためには、建築基準法であったりとか、場合によっては、農地法の転用の問題と連動してまいります。</p>
	<p>つきましては、農用地が除外したとしても、いわゆる建築基準法であったりとか都市計画法であったりとか、農地法に関連する場合は、そちらのほうも併せて検証させていただくんで、他法令におきまして手続きが困難な場合は、なかなかその農用地を除外しても目的が成就できませんので、その辺は考慮しながら対応させていただくものとなっております。</p>
	<p>以上でございます。</p>
12番	<p>それと、今回の申請物件やけどね、市街地に隣接した土地やから、これはやむを得んと私は思うんですけども、農地法とか建築確認と言うたら、農家住宅の場合は、建てる面積以外に農地を保有していなければならない、その辺は今でも生きてんかどうか、どうなんですか。</p>
事務局	<p>今、委員さんおっしゃられている1反を調整区域で持っていないと農家用住宅を建てられないという話なんですけれども、それは農家用住宅を建てるために農業委員会のほうで農従証明というのを発行させていただいて、農業に従事しているよという証明を発行させていただくんですけども、それを発行するに当たっては、1反の面積を調整区域で持っていないと駄目やと。転用する以外のところで1反以上の農地を持っていないと、農従証明発行できない。農従証明があれば、当然、農家用住宅ということで、開発のほうで開発不要というような形でやりますので、今回の場合は一般住宅ですので、特段、農地が1反残っていないとあかんとかという話はございませんので。せやから一般住宅で開発許可を取って建てるというふうな形になりますので、その辺の違いなんです。</p>
12番	<p>一般住宅で開発許可。</p>
事務局	<p>開発許可を取ってという形。</p>
12番	<p>ほんで、5要件取る……。</p>
事務局	<p>5要件は、農用地の除外をするための要件ですので、一応ここで了承いただいて、除外ができれば、あとは転用、開発許可というふうな形に、同時許可で許可を下ろすという形になります。</p>
	<p>以上です。</p>
12番	<p>分かりました。</p>
会長	<p>御理解いただけましたか。</p>
	<p>ほかにございませんか。</p>

1 1 番 会 長	はい、いいですか。 はい、どうぞ。
1 1 番	確かに桑原でこうやっていたらいいんですけれども、今回、農用地の見直しの時期に今入っていると思うんですよ。それを何で1年も早く、今、その土地も調査のときに、調査の書類に出ているんですか。排除してくださいとか、調査の書類に。
産業振 興室農 林担当	農用地区域の見直しなんですけれども、今現在、事務のほうを進めているところでございまして、本件土地も、アンケートの中で、除外していただきたいという旨の回答をいただいておりますが、農用地の見直しが今年度中の予定をしていたんですけれども、コロナの影響で来年の上旬ぐらいになる予定になっておりますので、本件の住宅の建設を急ぐということで、別途、一筆除外の申請をしていただいたこととなっております。
	以上でございます。
1 1 番 産業振 興室農 林担当	そしたら、繰上げでやるということですよ。 はい。
1 1 番 会 長	分かりました。 ほかに意見はございませんか。
1 4 番 会 長	もう一回、すみません。 はい。
1 4 番	桑原町、農用地除外をしてほしいという希望があるやろ。今、言うたように、一筆除外はええとしても、桑原町の皆さんが農用地を除外してほしいという希望があると聞いているんやけれども、この際にしてあげるんか。
産業振 興室農 林担当	今、そのアンケートの集計をしておりますして、どういう状況であるのか、図面上で確認をさせてもらおうと思っているんですけれども、状況によっては、除外する土地というのは出てくるかと思えます。
1 4 番 会 長	それは、桑原町の皆さんの希望に沿って、できるだけやったってや。頼みます。 いろいろ意見を頂戴いたしました。後に課題を残していくかと思えますが、その辺につきましては、また農林課のほうでいろいろと幅広く御検討賜りたいなと思えます。
	本件につきましては、意見を打ち切らせていただきまして、議案第3号、番号1の計画変更の諮問につきましては、変更やむを得ないものと答申させていただきたいと思えます。
	それでよろしゅうございますか。 (異議なしの声)
	変更やむを得ないものと答申いたします。 どうも御苦労さまでございました。
産業振	ありがとうございました。失礼します。

<p>興室農 林担当 会長</p>	<p>再開させていただきます。</p> <p>8ページをお開きください。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について、農地の賃借権解約1件に関する通知を受理したので、別表のとおり報告します。</p> <p>9ページを御参照ください。</p> <p>続きまして、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用1件を専決により受理したので報告する。</p> <p>11ページを御参照ください。</p> <p>続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの使用貸借権設定1件を専決により受理したので報告する。</p> <p>13ページを御参照ください。</p> <p>以上で、予定された議事は終わりました。</p> <p>御意見ないようでございますので、本日の会議はこれにて閉会とさせていただきます。</p>
---------------------------	--

	<p>閉会時間 15時00分</p> <p>上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。</p>
<p>会長</p>	
<p>委員</p>	
<p>委員</p>	